

平成 29 年度
(第 43 年度)

事業計画、収支予算並びに
資金調達及び設備投資の見込みについて

〔 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日 〕

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構

I 事 業 計 画

1 基本方針

生命の源、我々人類の発生の源である海は、近年の経済・産業活動の進展やレクリエーションを含む人々の生活の向上等により、排出される原油、燃料油などの油製品等に加え、生活雑排水や廃棄物などの影響による環境汚染が深刻化し、本来海の持つ機能が弱まってきている。こうした環境汚染の進行等に伴い、水産動植物の生息の場が失われ、漁場としての生産能力が低下するなど、漁業への影響が懸念されている。

このような状況の下、当機構は、国が取り組む海的环境保全政策と連携して、我が国周辺の海や渚等における地域ボランティアによる環境美化活動を全国的な運動に広め、海洋環境保全を図ることにより漁場の回復と保全に努めることとする。併せて、原因者不明の油濁事故により被害を受けている漁業者の救済と油濁被害の拡大防止、清掃作業に要する費用の支弁などを通じ、漁業経営の安定に資するとともに、国民の福祉の増進と水産業の振興に貢献することとする。

2 油濁対策関連事業（公益事業1）

（1）漁業被害救済事業(19,014千円)

原因者不明の漁場油濁による漁業被害にかかる救済金を救済事業資金をもって支給する。

（2）防除・清掃事業(22,010千円)

原因者不明の漁場油濁について、油の防除に要する費用及び汚染漁場の清掃に要する費用を防除事業資金をもって支弁する。

（3）特定防除事業(150,000千円)

原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないことにより、被害漁業者等が自ら漁場油濁の拡大の防止作業及び汚染漁場の清掃作業を実施した場合、それらに要した費用を特定防除事業資金をもって支弁する。

また、原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のために漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用を特定防除事業資金をもって支弁する。

（4）審査認定事業(4,621千円)

原因者不明の漁場油濁による漁業被害や油の防除及び汚染漁場の清掃等並びに特定防除事業の対象となる油濁事故について、被害状況等の調査を行い、申請のあった被害額や防除清掃に要した費用に関し、漁場油濁被害等認定審査会で審査を実施する。

(5) 油濁被害防止対策事業 (20,967 千円)

油濁被害の未然防止及び軽減のため、これらに関する調査研究及び漁業者等への指導等を引き続き実施する。また、漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業、漁場油濁被害対策専門家派遣事業を実施する。

① 漁場油濁汚染防止対策・指導者養成事業 (12,371 千円)

油汚染防除に速やかに対応できる現場の指導者を養成するため、必要な基本的知識及び対応策について、実技指導を含めた講習会の開催及び講師派遣を行う。また、油防除作業の基礎知識を普及させるため、ビデオ、油防除マニュアル及び油濁情報を活用し、油防除対応策の普及に努める。

② 漁場油濁被害対策専門家派遣事業 (3,823 千円)

漁場油濁の拡大を防止するためには、初期における的確な対応が不可欠であることから、防除作業などの専門家を確保し、要請に応じ現地に専門家を派遣する事業を行う。

③ 漁場油濁情報収集事業 (4,772 千円)

油濁による漁業被害の未然防止及び被害の軽減を図るため、油濁事故が発生した際に、防除作業を効率的に実施することが不可欠であることから、全国の沿岸域における流出油の影響を受けやすい漁場情報をあらかじめ収集し分析を行う。

なお、事業費の範囲内で特定資産の漁場油濁被害防止対策積立預金を取崩し事業資金とする。

3 海と渚環境美化関連事業 (公益事業2)

(1) 海と渚環境美化推進基金事業 (15,344 千円)

① 海と渚の清掃活動普及啓発事業 (12,828 千円)

海と渚の環境美化活動を推進するため、ボランティア団体等が行う海と渚の清掃活動に対し、清掃資機材を提供して海と渚クリーンアップ運動の全国的展開を図る。なお、事業費の範囲以内で特定資産の海と渚環境美化推進基金を取崩し事業資金とする。

ア 海と渚の清掃活動への呼びかけ

海と渚の環境保全の重要性についての意識の高揚のため、全国各地で海浜利用が活発となる夏に海浜等の一斉清掃を呼びかける。本年、福岡県で開催される「第37回全国豊かな海づくり大会(福岡大会)」のプレイベントに併せて、水産庁、福岡県の協力の下、福岡県豊かな海づくり実行委員会等との共催により「全国一斉海浜清掃旗揚げ式」を挙行し、全国津々浦々に向けて海浜等の清掃を呼びかけることとする。また、海と渚の環境美化運動の全国的な展開をよ

り効率的に推進するため、次の組織に対して呼びかけを行う。

- ・会員団体・企業が推薦するグループ
- ・各県及び各漁協の推薦するグループ
- ・都道府県の「海と渚環境美化推進委員会」が推薦するグループ

イ 活動の普及・啓発及び支援

全国各地で海浜利用が活発となる「海の日」を中心に海浜等清掃活動を行っている漁協、NPO、ボランティア及び市民団体等の様々なグループに対して、ゴミ袋等必要な清掃用資機材の配布を募り、提供することによって、海浜等清掃活動の全国的な普及・啓発に資する。また、台風の襲来、低気圧の通過に伴う大雨の後等の随時の海浜清掃に対し、周年を通じて必要な清掃資機材を提供する。

ウ 全国海浜清掃活動の推進（海でつながる）（日本財団助成事業応募中）

海浜清掃活動の普及・支援の一環として、民間の自主的な活動を支援するために「海と日本プロジェクト」（日本財団助成事業）と連携し、全国の市町村や漁協、民間団体を通じて活動スローガンを表示したゴミ袋を配布するとともに、福岡県で開催する「全国一斉海浜清掃旗揚げ式」を実施する。

② 環境・生態系維持・保全活動等調査事業（1,210千円）

毎年、実施している漁協、NPOまたは地域住民等が行う海浜等の清掃活動の実態に関する調査・取りまとめを引き続き実施する。また、漁業者が行っている植樹活動の実態調査を全国的に行うとともに植樹活動の海の環境、生物生産への関与について調査を行う。

③ 環境・生態系維持・保全活動等支援事業（なぎさの環境基金）（1,306千円）

なぎさの環境基金により、海となぎさの環境美化や藻場、干潟、サンゴ礁、ヨシ帯等の機能の維持・回復を図り、環境保全を担う次世代の人材の育成と沿岸域の環境保全に努める団体などが実施するプロジェクトに対し助成を行う。今年度も引き続きプロジェクトを公募し、選定したプロジェクトに対し助成を行う。

(2) 漁業系廃棄物対策促進事業(14,450千円)（国庫補助事業応募中）

漁業系資材について、リサイクル手法の技術開発、開発された技術の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、漁業系資材による漂流・漂着物の発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理 処分法について検討する。

4 漁業系廃棄物再利用支援事業（公益事業3）（1,765千円）

漁協の組合員が使用済みの資材（発泡スチロール製フロートや漁網など）を廃棄物として処理する際、処理コストを削減する様々な方策（発泡スチロール製フロートを代替燃料用の素材として利用可能な形にすることにより）についての指導及び資材の貸出等の支援を行う。

5 その他事業

（1）海と渚環境美化推進基金への募金の呼びかけ

海と渚環境美化関連事業を行っていくための原資として、引続き「海の羽根募金」及び「なぎさの環境基金」への募金を呼びかける。

① 海の羽根募金への呼びかけ

海と渚の清掃活動普及啓発事業及び環境・生態系維持・保全活動等調査事業を実施し、より一層の推進を図るため、「海の羽根募金」への募金を呼びかける。特に海浜清掃美化活動が盛んとなる「海の日」を中心とした夏及び冬の年2回、会員、個人、団体及び法人等関係方面に募金をお願いする。また、ホームページ、機関誌及び「かざして募金」等により、広く海の羽根募金への呼びかけを行う。

② なぎさの環境基金募金への呼びかけ

海洋生物のゆりかごとして機能している豊かな海岸域の環境保全活動を促進するため、全国漁業協同組合連合会と協力し、環境保全を担う次世代の人材の育成と沿岸域の環境保全を目指す団体などが実施するプロジェクトへの助成に必要な資金を捻出するため、広く民間企業、水産関係団体、個人、商工会及びNPO等対し、「なぎさの環境基金」への募金をお願いする。

（2）広報活動の強化等

ホームページにおいて、当機構の活動状況等を紹介し、油濁防止対策の普及・啓発及び海と渚の環境美化活動の積極的な推進・普及を図る。また、機関誌の発行等を通じて、広く当機構の活動状況を紹介し、当機構の実施する事業の理解を深めるとともに、会員の加入促進を図る。

（3）その他

その他機構の目的を達成するために必要な事業を実施する。

Ⅲ 資金調達及び設備投資の見込み
(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

- 1 資金調達の見込みについて
当年度における借り入れ予定 な し

- 2 設備投資の見込みについて
当年度における重要な設備投資（除却または売却を含む。）の予定 な し